

JR常磐線佐貫駅駅名改称事業に関する 違法公金支出損害賠償住民訴訟事件に係る訴状を受理(9/6)

龍ヶ崎市では、水戸地方裁判所に提出された違法公金支出損害賠償住民訴訟事件に係る訴状を令和3年9月6日付けで受理いたしましたので、お知らせします。

現在、訴状につきましては、顧問弁護士とその内容を精査しているところです。

なお、請求の概要は、次のとおりです。

■請求の概要

- ・原告は、龍ヶ崎市在住の方1名
- ・令和3年7月に原告が行った住民監査請求の却下の決定は不服であり、地方自治法第242条の2第1項第4号の規定に基づき、住民訴訟を提起するものであること。
- ・JR常磐線佐貫駅駅名改称事業に係る公金2億2,469万1,096円の支出は違法であること。
- ・龍ヶ崎市は、市職員である中山一生に対し、同額を請求すること。
※その他の事項については、裁判の執行上支障がある可能性があるため、詳細の公表は差し控えています。

本市では、当該事業は、JR常磐線佐貫駅の駅名改称を契機とした本市の認知度向上、にぎわいの創出などに向けての第一歩として取り組んだものであり、将来の本市の持続可能性、活性化などに資すると考えております。

また、当該事業に関する予算の執行手続、処理などは、全く違法性のないものと認識しており、裁判においてもその旨を主張してまいります。

担当課	龍ヶ崎市 市長公室 企画課 地域戦略グループ 担当者：小室(こむろ) 連絡先：0297-60-1516(直通)
-----	---